

# 青森県報

号外第二十五号

令和三年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一

○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……六

### 規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……七

○青森県産業廃棄物税条例施行規則等の一部を改正する規則(同) ……七

## 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県条例第二十号

#### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項中「総務省令で定める」を「地方税法施行規則第三条の三の三第一項から第三項までに規定する」に、「地方税法施行規則第三条の三の三第一項」を「同令第三条の三の三第四項」に改める。

第六十四条第一項中「総務省令で定める」を「地方税法施行規則第五条の二第一項から第三項までに規定する」に、「地方税法施行規則第五条の二」を「同令第五条の二第四項」に改める。

第四百九条の四第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改める。

第四百九条の五第二項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五百四十四条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「に百分の六十五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第五百四十四条第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五百四十四条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第六項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。  
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないこと。  
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第一項第二号イ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第七項」に改め、同号イ(1)中「第九条の二第二十六項」を「第九条の二第二十八項」に改め、同号イ(1)中「第九条の二第二十七項」を「第九条の二第二十九項」に改め、同号イ(2)中「令和二十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第一項第二号ロ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第八項」に改め、同号ロ(2)中「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第一項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第十項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(1)中「第九条の二第二十四項」を「第九条の二第二十九項」に改め、同号ハ(1)中「第九条の二第二十五項」を「第九条の二第三十項」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「第九条の四第八項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号イ(1)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十九項に規定するもの（次項第三号において「及び」という。）を削り、同号イ(1)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十九項に規定するもの（以下この号及び次項第三号において「及び」とい

う。）を削り、同号イ(2)中「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十二項に規定するもの（以下この号及び次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同令第九条の二第二十三項に規定するもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第二項第一号ロを削り、同号ハ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号

ハを同号ロとし、同号ニ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率が百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率が百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第二項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二十項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率が百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率が百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一

項（第一号イからハまで）を「第一項（第一号イからニまで）」に、「第二項（第一号イからハまで）」を「第二項（第一号イ及びロ）」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則第九条の第二十三項に規定する方法並びに」を加え、「地方税法施行規則第九条の第二十七項」を「同条第三十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項の表を次のように改める。

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 第一項第一号イ(2)       | 基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五 | 法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一 |
| 第一項第一号イ(3)       | 基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）        | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値   |
| 第一項第一号ロ(2)       | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五  | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二  |
| 第一項第一号ロ(3)及びハ(2) | 令和二年度基準エネルギー消費効率  | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値   |

|            |   |                                  |
|------------|---|----------------------------------|
| 第一項第一号イ(2) | 基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十 | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十         |
| 第二項第一号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十   | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十         |
| 第二項第一号イ(3) | 令和二十二年基準エネルギー消費効率   | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値 |
| 第二項第一号ロ(2) | 平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五  | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十         |

第五百五十四条に次の一項を加える。

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則第九条の第三十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

|            |                                     |                                     |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第一項第一号イ(2) | 令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの | 令和二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|

|                              |                          |                           |
|------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 第一項第一号ロ(2)                   | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五 | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十四 |
| 第二項第二号イ(2)                   | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十  | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十四  |
| 第一項第二号ロ(2)                   | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十  | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九   |
| 第一項第三号イ(2)                   | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十  | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十四  |
| 第一項第三号ロ(2)                   | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十  | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九   |
| 第二項第一号イ(2)、<br>第二号ロ及び第三号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十  | 令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の八十七  |

附則第四条の八第二項の表中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第八条の二の三中「同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」及び「特定保有株式」を削る。

附則第八条の四の三中「第四条の第五項」を「第四条の五第八項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第九条の二の五第一項、第四項及び第五項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の十第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第九条の三第一項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該自動車（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（家用の乗用車及び家用の乗用車及び家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、」を削り、「掲げる第六十条の十」を「掲げる同条」に改め、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（家用の乗用車及び家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、」を削り、「掲げる第六十条の十」を「掲げる同条」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に、「乗用車に」を「乗用車及び家用のキャンピング車に」に、「乗用車が」を「乗用車又は家用のキャンピング車が」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）に対する第六十条の十の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及び家用の乗用車）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（家用の乗用車及び家用の乗用車）が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第一号に規定する電気自動車

二 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガス自動車

三 法附則第十二条の三第五項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 第五百四十四条第一項第一号に規定するガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）

五 第五百四十四条第一項第二号に規定する石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 第五百四十四条第一項第三号に規定する軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車（これら

6

のうち前項の規定の適用を受けるものを除く。)に對する第百六十条の十第一項の規定の適用については、当該營業用の乗用車又は營業用のキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該營業用の乗用車又は營業用のキャンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第一号に規定するガソリン自動車

二 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する石油ガソ自動車

三 法附則第十二条の三第六項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する軽油自動車

附則第十二条の二第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十條に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の七第一項及び第四条の八第二項の規定の適用については、附則第四条の七第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「法附則第五条の四の二第一項」とあるのは「法附則第六十一条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」と、「同条第三項」とあるのは「法附則第六十一条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第三項」と、附則第四条の八第二項の表中「法附則第四十五条第三項」とあるのは「法附則第六十一条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四十五条第三項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の青森県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第八条の二の三の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和三年四月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(不動産取得税減免条例の一部改正)

5 不動産取得税減免条例(昭和三十年十二月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

~~~~~  
青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第十条第一号中「起算して五年を経過する日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第十五条第二項第一号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第一号に」を「第二号に」に改め、同号イ中「第二十八条の九第十三項」を「第二十八条の九第十項」に改める。

第十八条第二項第一号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「同月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県産業廃棄物税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県産業廃棄物税条例施行規則等の一部を改正する規則

（青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第一条 青森県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年七月青森県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

（不動産取得税減免条例施行規則及び青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中

「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

一 不動産取得税減免条例施行規則（平成十年十月青森県規則第九十五号）第一号様式から第五号様式まで

二 青森県県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五号）第一号様式及び第三号様式から第五号様式まで

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円